

⑤ コンプライアンスに係る防衛監察本部の取組

1 設立の経緯

防衛施設庁における官製談合事案、情報流出事案等の不祥事が起こり、防衛省・自衛隊に対する国民からの信頼を著しく損ねる事態となりました。

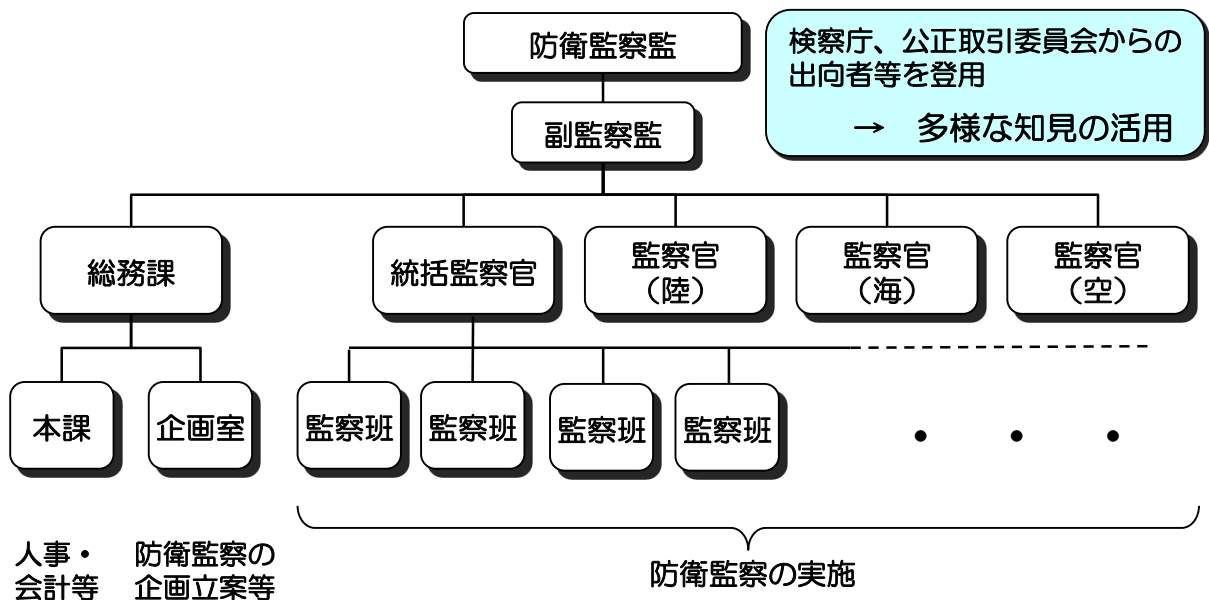
このような事態を踏まえ、平成19年9月、大臣直轄の特別の機関として防衛監察本部が設立され、独立した立場からの監察により、不正や非違行為の未然防止等に努めています。（参照「③4 組織としての取組」（11ページ））

2 組織の概要

防衛監察本部は、職員の職務執行における法令の遵守その他の職務執行の適正を確保するための監察に関する事務を行います。

当該事務を遂行するため、防衛監察監を長として、副監察監、総務課、統括監察官及び陸海空各監察官により編成され、統括監察官の下に数個の監察班が編成されています。

また、検察庁、公正取引委員会からの出向者等、防衛省以外からの人材登用により、その多様な知見を活用しています。



⑤ コンプライアンスに係る防衛監察本部の取組

3 防衛監察本部の取組

(1) 不祥事リスクの管理

- ア 防衛監察本部に設置しているホットライン（意見提案窓口）を通じ、部内外から意見・提案等を受け、防衛監察の資としています。
- イ コンプライアンスに係るリスクについて全省的にアンケート調査を行い、防衛監察の資としています。
- ウ 防衛大臣から承認を受けた計画に基づく防衛監察（実地監察）により、予算の執行及び法令遵守の観点から厳格に調査・検査を行い、職員の適正な職務執行の確保に努めています。

(2) 不祥事リスクの低減

防衛大臣が行う改善措置命令の資となるよう、防衛大臣に対して防衛監察の結果の報告及び改善策の提言を行っています。

(3) コンプライアンス意識の浸透

- ア 各機関との共催により、部外有識者を講師として招いてコンプライアンス講習会を実施したり、防衛監察本部の職員を講師として派遣する等、コンプライアンス意識の浸透に努めています。
- イ コンプライアンス・ガイダンスを各機関に配布し、コンプライアンス意識の浸透及び不祥事の未然防止に努めています。

